

株式会社九神ファームめむろ
虐待防止・身体拘束防止委員会設置要領

(委員会の目的)

第1条 虐待防止委員会は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、虐待の防止及び身体拘束防止に努めることを目的とします。

(委員会委員の選出)

第2条 委員は以下のとおりとします。

- (1) 委員長は、管理者とする
- (2) 委員には、虐待防止担当者(サービス管理責任者)職業支援員、生活支援員を加える
- (3) 委員には、必要に応じてその他職員を加えることができる

(委員会の開催)

第3条 委員会の開催を次のとおりとします。

- (1) 委員会は、年最低1回以上開催
- (2) 会の開催の必要があるときは、委員長が招集し開催

(委員会の実施)

第4条 委員会は次のとおり実施します。

- (1) 「虐待の分類」について、職員に周知することと、定期的な見直し
- (2) 「虐待を早期に発見するポイント」に従い、「虐待発見チェックリスト」結果による調査
- (3) 上記の実施した調査の結果、虐待や虐待の疑いがあるときは、虐待防止担当者に報告
- (4) 虐待防止・身体拘束適正化に係る研修を年1回以上実施
- (5) 事故等の問題が虐待につながるような場合は、委員会において対応
- (6) 身体拘束適正化に向けての現状把握及び改善についての検討
- (7) 身体拘束を実施せざる得ない場合の検討及び手続
- (8) 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- (10) 身体拘束適正化に関する職員全体への指導
- (11) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行う

(委員会の責務)

第5条

- (1) 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。
- (2) 委員は、日頃より社会福祉法・知的障害者福祉法のみならず障害者総合支援法や障害者の権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格（アイデンティティ）の向上にも努めるものとする。
- (3) 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導したりすることとする。
- (4) 委員会は、その他の各委員会とも連携をとり利用者の虐待の疑いのある事案や支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し、協同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

(委員会の委員)

